

新高額障害福祉サービス等給付費について

1 制度概要

65歳到達までに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方が一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担額が償還される制度

2 現状

平成30年4月から本制度が開始され、武蔵野市障害者福祉のしおりでは、新高額障害福祉サービスの対象者には市から申請書類及び案内を送付すると記載しているが、これまで対応できていなかった。

3 これまでの経過

- 令和7年 8月 課として不備を認識し、対応の担当者を設置
10月 本制度による支給を可能とするため規則を改正
12月 関係機関との調整、対象者の抽出
- 令和8年 3月 市の障害者システムのシステム標準化完了。対象者が捕捉可能となる。
4月 国民健康保険団体連合会を通じて、対象者及び償還額を確定
5月 対象者に対し申請書類及び案内を手渡し、対面にて説明するために関係課・関係機関に調整を依頼
6月 対象者7名中5名から申請を受け付け、同月16日に3名に振込済
月内に残り2名とも面会予定

4 対象者数及び償還予定額

対象者7名 合計767,047円（うち市負担：263,052円）

※ 国1/2及び都1/4の補助があり、市の負担は1/4。ただし、平成30年度分及び令和元年度分の給付費に対する国及び都の補助は既に時効となっており、国庫からの歳入が見込めない。（該当となる市の負担：1名分・71,290円）

※ すでに死亡した方（1名）には、請求権のある親族に対して案内済み。

5 今後の対応

毎年一回、市の障害者システム及び国民健康保険団体連合会を通じて該当者を抽出し、申請書類及び案内を送付する。